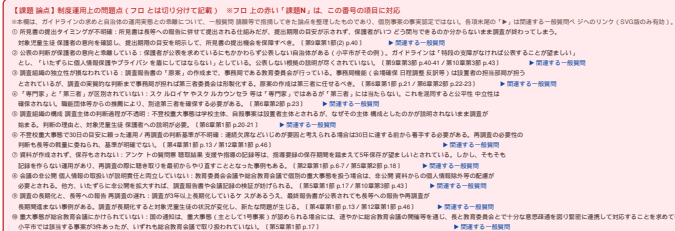


文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 公立（市立）小・中学校の場合 / 「s」は複製箇所、「p」は同ガイドラインのページ



【参考】学校様による報告書の違いは、大事業所の発生報告書 様式：法第29条—第32条/学号（p.51-64）

- 公立学校：国定地方公共団体の教育委員会を経由して、国定地方公共団体の長に報告（法第30条）。地方公共団体の長は、必要があると認めるときに再調査を行い（同2条）。再調査を行ったときはその結果を議会に報告する（同3条）。
- 国定大学附属学校：公立大学法人の学友又は専任職員を通じて、文部科学大学に報告（法第30条）。●公立大学附属学校：公立大学法人の学友又は専任職員を通じて、公立大学法人の長たる公立大学法人の長に報告（法第30条）。
- 私立学校：国定地方公共団体を所管する都府県庁長官に報告（同31条）。●国定府県庁が設置する学校：代表役員又は代表執行役を経由して、国定地方公共団体の長に報告（法第30条）。●再調査は、国定府県庁又は国定府県庁長官、都府県庁長官、地方公共団体の長が、必要があると認めるときに行い（法第30条第3項、第31条第3項）。

《出典》文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版（令和6年8月30日公表／作成時に使用したファイル：20240830-mext_jidou01-1）